

# 大イチョウ周辺整備事業にともなう設計業務委託コンペ実施要項

令和6年2月 弥彦村役場 観光商工課

## 1. 趣旨

この要領は、令和6年に弥彦村が実施する「大イチョウ周辺整備事業」の受託候補者を決定することを目的に実施するコンペについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 大イチョウ周辺整備計画グランドデザイン作成業務委託
- (2) 業務内容 大イチョウ周辺整備計画グランドデザイン作成業務委託仕様書のとおり

## 3. 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 4. 委託金額

1,100千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 5. 参加要件

コンペの参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 弥彦村建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成7年2月28日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 契約締結日現在において国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (5) 本事業を受託した場合、設計責任者が整備完了（令和7年予定）まで設備整備、実施設計等の監修業務に従事できること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 6. スケジュール

### (1) 募集期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月8日（金）17時まで

### (2) 企画提案書の提出に係る質問の受付及び回答期間

#### ア 質問の受付

令和6年2月20日（火）から令和6年2月22日（木）9時～16時

【様式1】により弥彦村役場観光商工課へ電子メールで提出すること

#### イ 質問の回答公表

令和6年2月26日（月）※村ホームページ上で掲載

#### (3) 企画提案書の提出期限

令和6年3月8日（金）17時まで

「7. 提出書類」に示す書類一式について、正本1部、副本9部を準備し、上記期限までに弥彦村役場観光商工課へ郵送または持参すること

#### (4) 選定結果の公表

令和6年3月12日（火）予定

#### (5) グランドデザイン作成業務履行期限

令和6年3月29日（金）まで

### 7. 提出書類

#### (1) 質問書（質問がある場合のみ）【様式1】

#### (2) 参加表明書【様式2】

#### (3) 提案者概要（会社概要（パンフ可）、業務実績が分かる資料、設計責任者の保有資格に関する資料 等）【任意様式】

#### (4) 企画提案書【任意様式】

- 大イチョウ周辺整備計画グランドデザイン作成業務の基本方針について
- 外観イメージ（ポンチ絵）

#### (5) 見積書【任意様式】

委託金額（1,100千円）の範囲内で、本業務に対する見積書を提出する。

### 8. 選定方法

#### (1) 大イチョウ周辺整備グランドデザイン作成事業者選定委員会の任命

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、大イチョウ周辺整備グランドデザイン作成事業者選定委員会（以下「選定委員」という。）を任命する。

選定委員は以下のものに任命する。

- ・ 村長
- ・ 総務部長
- ・ 産業部長
- ・ 観光商工課主幹
- ・ 弥彦神社
- ・ 弥彦観光協会
- ・ 地域住民の代表

#### (2) 審査及び配点

コンペの審査は、各選定委員が評価を行うものとする。なお、配点については「別表1」のとおりとする。

審査方法としては、企画提案書等の提出書類により、各選考委員が評価項目ごとに採点し、評価が一定基準（評価総合点が満点の6割以上の点数）の提案者のうち、上位のものを委託候補者として決定するものとする。

なお、提案が多数の場合は提出された書類にて一次選考を行い、評価の高い上位5社を2次選考候補者とする。

### (3) 審査結果

審査結果は令和6年3月13日を目途に、提案者に対し結果通知書により通知するとともに、村ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申し立てについては、受け付けないものとする。

## 9. 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を充たさなくなったとき
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が4.委託金額で示した金額を超えている場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等により、選考委員が失格であると認めた場合

## 10. 提案者の失格事項

契約は、仕様書及び委託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約により締結するものとする。

提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

## 11. その他の留意事項

- (1) 今回の企画提案書等の作成・提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出の著作権は提案者に帰属する。ただし、村は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他村が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 各提出書類は、原則として返却しないものとする。
- (4) 提出された書類等は、弥彦村情報公開条例（平成10年条例第24号）で定める公文書として取り扱うものとする。

## 12. 提出先及び担当部局

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402  
弥彦村 観光商工課 担当 志賀 史緒  
電話：0256-94-1025  
E-mail：kankou@vill.yahiko.niigata.jp

(別表1)

## 評価基準

評価項目		評価基準	配点
企業等の 実績及び 能力に対 する評価	企業の経験	観光地での店舗、公園を含む観光振興施設等の設計業務について実績があるか	10
	設計責任者の資格、 経験等	本業務に関係する保有資格を有しているか?	5
		観光地での店舗、公園を含む観光振興施設等の設計業務について実績があるか	15
		大イチョウ周辺整備完了（令和6年度）まで、設計監修等のサポートを行うことができるか	10
事業提案 書に対す る評価	大イチョウ周辺整備事業の目的、スケジュールを理解した提案内容となっているか。		20
	提案施設の外観イメージは弥彦温泉街に合い、かつ弥彦村を含めた周辺地域がこれまでにない魅力的なものになっているか		30
価格点による評価			10
合計			100

質問書

弥彦村長 本 間 芳 之 様

次の事項について質問します。

質問内容（なるべく簡潔に記入してください）

【回答の連絡先】

担当者 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

注1) 質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

【様式2】

弥彦村長 本間 芳之 様

所在地 \_\_\_\_\_

提案者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

参加表明書

下記、業務に係る企画提案書を提出します。

記

業 務 名 称	大イチョウ周辺整備計画グランドデザイン作成業務
提 案 者 名	
代表者の職・氏名	
所 在 地	

【連絡担当者】

担当者 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_